小割り式二年魚かんぱち養殖業	7区	短期・中期					○・七二
		長期					○・九九
	11区	短期・中期					○・四五
		長期					○・六三
	10区	短期・中期					○・三六
		長期					○・五四
小割り式三年魚かんぱち養殖業	5区						一・七一
	6区						一・三〇
	7区						○・八〇
	11区						○・五〇
	10区						○・四〇
小割り式ひらめ養殖業	全ての水域						○・五〇
小割り式一年魚すずき養殖業	全ての水域						○・四六
小割り式二年魚すずき養殖業	全ての水域						一・二八
小割り式三年魚すずき養殖業	全ての水域						一・二八
小割り式二年魚ひらまさ養殖業	全ての水域						○・四〇
小割り式三年魚ひらまさ養殖業	全ての水域						○・七〇
小割り式まあじ養殖業	全ての水域						○・四〇
小割り式一年魚しまあじ養殖業	全ての水域						○・四六
小割り式二年魚しまあじ養殖業	全ての水域						一・二八
小割り式三年魚しまあじ養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式二年魚まはた養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式三年魚まはた養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式四年魚まはた養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式五年魚まはた養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式すぎ養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式まさば養殖業	全ての水域						一・二四
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域						○・五二
小割り式三年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域						○・五二
小割り式四年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域						○・五二
小割り式五年魚くろまぐろ養殖業	全ての水域						○・五二
小割り式二年魚めばる養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式三年魚めばる養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式四年魚めばる養殖業	全ての水域						○・三六
小割り式かわはぎ養殖業	全ての水域						一・〇七

○農林水産省告示第四百六十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百八号（漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

第一号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分			塡補方式				
			全事故比例塡補方式	約定限度内塡補方式		支払上限付低事故不塡補方式		地震等限定塡補方式
				特約で定める割合が三〇％の場合	特約で定める割合が二〇％の場合	特約で定める割合が三〇％の場合	特約で定める割合が二〇％の場合	特約で定める割合が一〇％の場合
特定養殖業の種類	1区	共済契約者又はその構成員が当該特定養殖業を主として営む水域	八・六四％	六・九五％	五・七二％	一・〇六％	二・三五％	四・六六％	〇・一〇％
	2区	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十八条の四（令第二十二条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するのり等養殖業	一〇・三〇	八・二九	六・七四	四・一一	一・四〇	三・〇四	五・六九	〇・一〇

第三号の表備考八中「又は徳島県」を「、徳島県又は香川県」に改め、「、水域のうち香川県の地先水面を、「7区」とは」を削り、「8区」を「7区」に、「9区」を「8区」に、「10区」を「9区」に、「11区」を「10区」に、「12区」を「11区」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約については適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。